

「京都市行政評価条例(仮称)」の制定について  
～ 真の政策自治体を目指して ～

京都市では、政策推進、市政改革、財政健全化を一体的に運営する行財政運営システム「新京都市都市経営戦略」を策定し、経営感覚とスピード感ある市政を推進しています。このシステムを運用するためには、常に政策が継続的に改善できる仕組みが必要であり、これまでに7つの評価制度を構築するなど行政評価の構築・充実に先駆的に取り組んできました。

これらの評価制度を更に充実させ、「新京都市都市経営戦略」を強力かつ確実なものにすると同時に、市民参加による市政を推進するため、全国のモデルとなる先進的な「京都市行政評価条例(仮称)」を制定し、要綱等で運用してきたこれまでの各評価を条例に基づく恒久的・継続的な取組としていきます。

平成19年5月の制定を目指しており、今後、内容の具体化を進めていきます。

1 条例の目的

評価の目的をはじめ、評価の手法や、評価結果の活用方法等、総合的・体系的な評価の仕組みを恒久的・継続的に確立

「効果的かつ効率的な京都市政」の実現

「市民への説明責任と市民の視点に立った市政運営」の実現

2 対象となる評価制度

政策評価、事務事業評価、公共事業評価、交通事業事務事業評価、  
上下水道事業経営評価、学校評価、外郭団体経営評価

【各評価の概要は、別紙】

3 条例制定の主要な意義と特徴

(1) 総合的・体系的な評価の仕組みの構築

7つの評価制度を網羅する仕組み 【全国で最も幅広い条例】

全国初となる学校評価を含む7つもの評価制度を条例に規定する。

恒久的・継続的な取組

各評価を条例上の制度に位置付け、恒久的・継続的な取組とする。

総合的・体系的な仕組み

条例により、共通の目的、基本原則等の総合的・体系的な仕組みを定め、  
各評価制度の更なる進化を図る。

(2) 効果的・効率的な評価手法とその活用

「合理的な評価手法の原則」

評価の客観性の確保、厳格な実施を基本原則として規定する。

「評価結果の積極的な活用の原則」

評価結果を予算編成、企画立案、人事管理、組織管理等に積極活用することを規定する。

「評価手法の継続的な創意工夫の原則」 【全国初】

評価手法の充実に間断なく取り組み、創意工夫していくことを規定する。

外郭団体の経営の評価 【全国初】

京都市の主体的な指導、外郭団体の評価への協力、経営改善の努力を規定する。

( 3 ) 市民参加による評価の実現

評価結果の公表

行政評価へのより積極的な市民意識の反映のため，評価結果を市会や市民の皆様へ公表することを規定する。

市民意見申出制度の創設 **【全国で最もきめ細やかな市民意見申出制度】**

評価の方法や結果に対する市民の皆様の見解・提案を募集して，誠実に対処し，対処結果を公表する「市民意見申出制度」を創設する。

4 今後のスケジュール

平成19年1月～

条例内容の検討

2月下旬～3月下旬

パブリック・コメントの実施

5月

5月市会に条例提案

## 【 現行の各評価制度の概要 】

制度名	運用開始 (本格実施)	評価対象	特徴
政策評価	平成16年度	京都市基本計画に基づく全ての政策(26項目)と施策(106項目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての政策・施策を評価</li> <li>政令市初の戦略的予算編成システムに活用</li> </ul>
事務事業評価	平成15年度	原則すべての事務事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>約1,300に及ぶ事務事業を評価</li> <li>政令市初の戦略的予算編成システムに活用</li> </ul>
公共事業評価	(新規採択時) 平成16年度  (再評価) 平成10年度  (事後評価) 平成19年度 本格実施予定 (平成18年度 試行実施中)	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに予算要求する総事業費10億円以上の公共事業</li> <li>採択後,5年間経過し未着手の事業,10年間経過し継続中の事業 など</li> <li>新規採択時評価又は再評価を実施した事業で,事業完了後概ね5年以内の事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規採択時評価,再評価,事後評価の3つの評価を実施</li> </ul>
交通事業 事務事業評価	平成17年度	京都市交通事業アクションプログラムの27事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通事業独自の評価は,政令市で京都市,名古屋市のみ</li> </ul>
上下水道事業 経営評価	平成17年度	水道事業及び下水道事業の経営状況,進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>上下水道事業独自の評価は,政令市で京都市,名古屋市,さいたま市のみ</li> </ul>
学校評価	平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校における教育活動</li> <li>家庭・地域における子どもたちへの関わり方や取組</li> <li>学校と家庭・地域の連携のあり方 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての市立学校を対象とした実施は,政令市で京都市のみ</li> <li>条例に規定するのは,全国初</li> </ul>
外郭団体経営 評価	平成12年度	外郭団体(43団体)の経営実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価結果を反映した詳細な経営計画を策定,公表しているのは,政令市で京都市のみ</li> <li>条例に行政の主体的な指導,経営改善の努力を規定するのは,全国初</li> </ul>

京都市における各評価の導入経緯

制度名	年 度										
	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
政策評価											→
事務事業評価				→							→
公共事業評価 (新規採択時)						→					→
(再評価)											→
(事後評価)											
交通事業事務事業評価											→
上下水道事業経営評価								→			→
学校評価											→
外郭団体経営評価											→

本格実施      試行実施

公共事業評価の事後評価は、19年度に本格実施予定

条例により構築する行政評価等の仕組み（イメージ図）

